

乳等の容器包装に関する自主管理の要点

1 目的

事業者は製品の安全性に関する取組の方針、目標及び責任体制を明確にし、従事者に理解させる。

1.1 関係する法令等

1.1.1 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）

第三章 器具及び容器包装

第九章 営業

1.1.2 食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「告示 370 号」という。）

第 3 器具及び容器包装

1.1.3 食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）

第 66 条の 5 器具・容器包装製造業の基準

2 原材料および製品の品質規格

2.1 原材料の品質規格

2.1.1 合成樹脂

告示 370 号 第 3 の A[†] および D[‡] の 2 に係る規格に適合すること。一般社団法人日本乳容器・機器協会「乳等の容器包装に関する自主基準」を合わせて遵守すること。

2.1.2 原紙

1) 使用できる製紙用パルプ

① 未使用パルプ

② 製紙工場または加工工場で発生する損紙から得られた再生パルプ

③ 「食品用器具及び容器包装における再生紙の使用に関する指針（ガイドライン）平成 24 年 4 月 27 日（食安発 0427 第 7 号）」に準拠して得られた古紙パルプ

2) 原紙の規格

① 食品用原紙として製造されたもの。食品と直接接触する場合は日本製紙連合会自主基準に適合すること。

② 加工や取扱いに必要な品質特性を持つこと。

③ 衛生的に管理されていること。

2.1.3 アルミニウム箔

食品用器具・容器包装の原材料としてふさわしい品質を有し、衛生的に管理すること。

[†] 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格

[‡] 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格

- 2.1.4 金属
内容物に直接接触する金属（合成樹脂を塗装したものを含む）は、告示 370 号 第 3 の A⁺ および D⁺ の 4 金属缶に係る規格に適合すること。
- 2.1.5 印刷インキ
印刷インキ工業会の「印刷インキに関する自主規制（NL規制）」に準拠し、ネガティブリストに記載された化学物質を使用していない印刷インキを使用すること。
- 2.1.6 原材料の輸送・保管
異物混入等の無いように保護し、衛生的で品質劣化を起こさない環境で取り扱うこと。

2.2 製品の品質規格

容器包装は食品衛生法に則り、ポジティブリスト制度および告示 370 号に定める規格基準に適合していること。

3 原材料・仕掛品・製品の取扱い基準

3.1 原材料の取扱い

3.1.1 受け入れ

品質確認方法について作業手順書等を作成し、確認し、記録する。

3.1.2 運搬及び保管

異物混入等がないように保護し、衛生的で品質劣化を起こさないようにする。

3.2 仕掛品の取扱い

取扱いの作業手順書等を作成し、それに基づき品質を確認し、記録する。

3.3 製品の取扱い

取扱いの作業手順書等を作成し、それに基づき品質を確認し、記録する。

3.4 製品の保管及び出荷時の取扱い

取扱いの作業手順書等を作成する。保管や運搬に使用するパレットの衛生性に注意する。

4 製造工場の建物・製造設備の衛生要件

- 4.1 工場の建物・施設の衛生要件について管理項目をまとめる。
- 4.2 製造設備および機械器具を保守点検する。また、不具合発生時の対応手順を明確にする。
- 4.3 防虫、防そ管理を行う。
- 4.4 使用する水、排水および廃棄物等を衛生管理する。

5 製造工程の衛生要件

- 5.1 製造設備の衛生要件について管理項目をまとめる。
- 5.2 製造設備及び機械・器具の清掃・洗浄管理基準を作成する。
- 5.3 品質・衛生試験検査に用いる機械器具を保守点検する。

6 危害想定した衛生管理

- 6.1 原材料の受け入れから製品出荷までの各工程にわたって製品の安全性に係る危害を予測し、重要管理点を特定・管理することにより、全工程を通じて危害の発生を防止し製品の安全確保を図る。

7 管理責任者、製造従事者の教育訓練及び衛生管理

- 7.1 管理責任者および製造従事者の教育訓練
教育目的、教育対象者、教育内容およびスケジュールを明記した教育訓練計画を作成する。実施記録を保管する。
- 7.2 製造従事者を衛生管理する。異常のある者を業務に従事させてはならない。

8 記録

- 8.1 記録内容および記入者と点検者を定める。点検は記録者とは別の者が行う。
- 8.2 現場作業が終了した直後にその現場で、所定の記録用紙等に記録する。
- 8.3 記録の不備を発見した場合は所定の処置を速やかに講じ、その内容を記録する。
- 8.4 記録は保管期限および責任者を明確にし、定められた場所に保管する。

9 製品事故への対応

- 9.1 一般苦情に円滑かつ迅速に対応するための社内体制を確立する。
- 9.2 衛生上の安全性に関わる事故に円滑かつ迅速に対応するためのトレーサビリティを確立し、社内体制と連絡網を整備する。
- 9.3 原因究明の調査結果報告書や対応処理記録を作成し保管する。